

総務委員会会議録

日時 平成29年 3月 8日(水) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後 3時04分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 猪股 尚彦
委員 中村 正則 望月 勝 桜本 広樹 杉山 肇
望月 利樹 高木 晴雄 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 前 健一 防災局長 宮原 健一 会計管理者 深澤 肇
人事委員会委員 信田 恵三 代表監査委員 小野 浩
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部理事 塚原 稔 総務部次長(防災局次長兼職) 若林 一紀
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一
財産管理課長 塩野 開 行政経営管理課長 上野 良人
市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩
出納局次長(会計課長事務取扱) 鷹野 正則 管理課長 保坂 芳輝
工事検査課長 丸山 哲
人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人
監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 清水 正

議題 (付託案件)

- 第 1号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 2号 山梨県個人情報保護条例等中改正の件
- 第 3号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第 4号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件
- 第 5号 山梨県職員の修学部分休業に関する条例中改正の件
- 第 6号 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例中改正の件
- 第 9号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件
- 第10号 山梨県消費生活条例中改正の件
- 第29号 包括外部監査契約締結の件

請願第28-13号 新たな任務で南スーダンへ派遣した自衛隊を撤退させる意見書の提出を求めることについて

請願第29-2号 「共謀罪(テロ等準備罪)」に反対する意見書の採択を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第 13 号 平成 29 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費、第 3 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金並びに第 6 条歳出予算の流用
- 第 15 号 平成 29 年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 19 号 平成 29 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 20 号 平成 29 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 21 号 平成 29 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 25 号 平成 29 年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前 10 時 2 分から午後 3 時 4 分まで、途中、午後 0 時 06 分から午後 1 時 30 分まで休憩をはさみ、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局関係

第 13 号 平成 29 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費、第 3 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金並びに第 6 条歳出予算の流用

質疑

(公用車等駐車場整備費について)

猪股副委員長 課別説明書の総 26、庁内管理費のうち公用車等駐車場整備費について、先ほど甲府信用金庫本店跡地に立体駐車場を整備するとの説明がありました。そこで、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、まず新たな駐車場整備の経緯についてお伺いします。

塩野財産管理課長 平成 27 年 12 月に甲府城周辺地域活性化基本計画策定委員会において、平成 31 年度から県民会館跡地等の活用を始める方針が示されたところがございます。これに伴いまして県庁の東側駐車場が廃止されるということになるわけですが、不足をすることになります駐車スペースを確保するために、旧県立図書館跡地と交換をいたしました甲府信用金庫本店跡地に新たな駐車場を建設することといたしまして、平成 28 年度の当初予算に地質調査、それから、実施設計の予算を計上したところがございます。今般、実施設計等が終了いたしましたことから、建設等に要する経費を予算計上したものでございます。

猪股副委員長 先ほど説明がありました、県庁の東側の駐車場なのですけれども、この駐車場は何台分の駐車スペースが現在あるのでしょうか。

塩野財産管理課長 現在、東側の駐車場には、本庁の公用車分といたしまして 131 台、それ

から、来庁者と出先機関の公用車分のスペースといたしまして75台、合計206台分の駐車スペースがございます。

猪股副委員長　そこで、今度新たに建設する駐車場の収容台数は何台か。そして、その収容台数の根拠はどんな考え方でしょう。

塩野財産管理課長　新たに建設をいたします駐車場につきましては、3層4段の自走式の立体駐車場を予定しておりまして、186台が収容可能となっております。先ほど県庁東側の駐車場は206台と説明させていただきました。現在よりも20台分減少することになりますけれども、本庁の公用車の20台を裁判所の南側に中央公園がございます、そこにも駐車場があるわけですが、そちら等に移転させることによりまして、県庁構内、それから、新たな駐車場に置く駐車可能台数、これの総数の確保を図ることとしております。

猪股副委員長　今後の整備スケジュール、また、整備期間中に来庁者の駐車スペースがなくて困るということ、それと、新たに駐車場完成後は駐車場の場所が県庁の敷地から離れている。それを考えると、来庁者に影響が生じないように利便性を考えなければならないということを感じますけれども、その辺はいかがですか。

塩野財産管理課長　まずスケジュールにつきましては、今年の4月から埋蔵文化財の発掘調査を実施しまして、調査終了後の6月から建設工事に着手したいと考えております。12月末の完成を見込んでおります。新たな駐車場完成後に、県庁東側の立体駐車場の解体工事等に着手をすることとしておりまして、整備期間中の駐車可能台数は変わらないということになりますので、工事期間中の来庁者への影響はございません。また、新たな駐車場完成後につきましても、来庁者には基本的に県庁構内へ駐車をしていただくということを考えております。新たな駐車場へは、県庁構内の混雑状況などを見ながら誘導をしていくこととしたいと考えています。また、新たな駐車場には、開庁日、県庁があいている日には、整理員を常駐させまして、県庁構内の整理員と連携をしながら誘導をしていただくということで、来庁者への影響が生じないように運用してまいりたいと考えています。

(市町村振興資金について)

高木委員　総の34ページ、市町村振興資金の特別会計繰出金20億だが、毎年、これは計上されていると思うのですが、市町村を支援するというのは、具体的にどんなことに使われているのですか。

森田市町村課長　市町村振興資金の貸付金の内容につきましては、この後、特別会計のほうでも御説明させていただきますけれども、市町村の建設事業の資金として、公共施設の建設事業、道路事業など、地域住民のためのさまざまな事業に対する資金として貸し付けを行っているところでございます。

高木委員　これは市町村によって使用用途がさまざまで、建設事業が多いようですが、昨年度、市町村は、どのぐらいのところがこれに手を挙げているのでしょうか。

森田市町村課長　今年度、平成28年度の市町村振興資金の貸付先といたしましては、主に10程度の市町村に対して、総額17億余資金の貸し付けを予定しているところでございます。

高木委員　　これは、貸付金ですから、当然、返済期限があると思いますが、どのくらい返済期限があるのでしょうか。

森田市町村課長　　この後、特別会計で御説明はさせていただきますが、10年間の償還期間を想定しております。

(地域防災力避難所運営強化支援事業費について)

高木委員　　防の2ページ、地域防災力避難所運営強化支援事業費365万円ですが、先ほど話がありました、県では熊本地震なんかの被災の様子を教訓に、避難所によって実質的に避難所運営をするということですが、避難所ごとのマニュアル、これは実際、被災というのは大小さまざまですし、同じ山梨県の中に被災があっても、山間地にあるとか、あるいは町中、あるいはそこは文教地区で学校があるとか、工場地域だとか、そういうところによって本当にさまざまな状況がある中で実質的に運営していくためのマニュアルをつくるのは、大変なことだと思うのですが、これをどのように推進をしていこうというふうにしているのでしょうか。

廣瀬防災局次長　　来年度、市町村がまずマニュアルを作成する際に参考となるような、現在、基本モデルというものを年度内に作成して提示することとしております。この基本モデルの中身は、熊本地震や東日本大震災などの過去の大規模災害におきまして、実際に避難所運営の支援を行った方々とか、それに携わった市町村の職員など、防災の知識や経験のある方から御意見をいただきまして、それを含んだ実践的な内容として、基本モデルを年度内に作成することとしております。明年度は、この基本モデルを活用しながら、実際の避難所において、食糧の確保とか物資の調達、避難所のレイアウト、トイレの確保など、個々の避難所の状況に応じまして、それに即した運営マニュアルを作成していくということで、具体化を図りたいと考えております。

高木委員　　これを進めていく上には、その中心となるリーダーとか、先ほどちょっと話もありましたリーダーの養成、防災士の養成、そういう人の養成が非常に重要になるかと思いますが、その養成をどのように行っていくのか、お考えがあったら教えてください。

廣瀬防災局次長　　県下の4地域の地域県民センターごとに、地域防災リーダーの養成講座を平成17年度から開催しておりまして、その中で避難所運営の中核として活躍していただけるよう、必要な知識、技術を身につけていただいております。これまでに約4,500人の方々が受講しているところでございますので、引き続き、地域防災リーダーの養成を促進してまいります。また、より防災に関する専門的な知識を有する防災士を養成するために、山梨大学と連携して、甲斐の国・防災リーダー養成講座を実施しております。こちらもこれまで290名ほど養成しております。明年度は、この講座の受講者数を50名増員するとともに、避難所運営に関する内容をカリキュラムに加える、そういったことを通じまして、避難所運営の中核となる人材の養成に努めてまいります。

高木委員　　そういったリーダーの人たちをしっかりと養成して、住民の意識の向上、その醸成が非常に重要になるかと思えます。やはり防災、減災への県民の意識の向

上、これをどのように図っていくのか、教えてください。

廣瀬防災局次長 地域住民の方々に対しましても、自主防災組織の活動とか、また県や市町村が実際にやります住民参加型の防災訓練へ参加するよう、働きかけております。また、県立の防災安全センターにおきましては、地域住民を対象に、実際に地震があったように揺れる体験車を活用しまして、防災意識の普及啓発を行っております。今年度は、2月末までで124回、約1万7,800人余りの方が参加されるなど、まず体験を通じた防災意識の醸成を図っております。また、県職員を講師として派遣しまして県政出張講座とか、防災の専門家を講師とした防災講演会、こういったものを行うと同時に、ホームページへも防災に関するリーフレットを掲載しまして、住民の方々の防災意識の醸成に取り組んでおります。

望月（利）委員 高木委員の関連的な質問なのですが、私も12月の本会議、また12月総務委員会で質問をさせていただいた避難所運営マニュアルのところで、今、基本モデルを年度内に作成していくということで御答弁いただいたのですが、前回も同じような答弁の中で、形態別、例えば県内に875カ所の避難所があるが、まだ81カ所しか制定されていない中、避難する場所が公民館だったり、小学校だったり、また市町村の所有施設だったりというようなことで形態別に検討していくと御答弁をいただいた記憶があるのですが、その辺のところは具体的にまだ検討はされていないのでしょうか。

廣瀬防災局次長 避難所の各形態に沿って今基本モデルを作成しております、これから市町村に提示させていただきまして、市町村の御意見を聞いてまとめていくというような作業をしております。

望月（利）委員 また安本委員がたしか前回質問されたと思うのですが、女性の参画とか福祉避難所という視点も盛り込んでいく予定でしょうか。

廣瀬防災局次長 これまでも答弁させていただきましたように、地域の避難所運営リーダーとして女性の参画を促すこと、それから、福祉避難所の確保をすること、そういったことも含めて検討しております。

望月（利）委員 その中で私が質問させていただいた、避難所運営マニュアルの中の避難者カードという部分、前の御答弁の中では、同じように今年度中ぐらいには作成してつくっていききたいと、基本モデル的な中に組み込んでいききたいという、たしか答弁だったと思います。その辺のところはどういう進捗状況でしょうか。

廣瀬防災局次長 避難者カードにつきましても、基本モデルの中に統一した1つの様式を今用意してございまして、これを市町村のほうに提示して集約していくような形で考えております。

望月（利）委員 1つのモデルをつくって集約していくということで御答弁いただきました。ぜひ避難者になるべく不便のないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

（公衆無線LAN管理運営費について）

総40ページ、公衆無線LAN管理運営費について質問させていただければ

と思います。高度情報化推進費の中の公衆無線LAN管理運営費のところ、今年度整備を進めている公衆無線LANの管理運営費の説明をいただきました。改めて公衆無線LANの概要を説明いただくと同時に、951万円余の管理運営費の内容について、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

中野情報政策課長 公衆無線LANは、災害時等における情報通信手段の確保を目的としておりまして、避難所等に指定されている県有施設を対象に現在整備しているところでございます。具体的には、県立学校、小瀬スポーツ公園などの都市公園、美術館・博物館などの集客施設、また防災新館の1階など全部で43の県有施設で今月下旬の運用開始に向けて現在準備を進めているところでございます。

また、今回計上させていただいております951万円余の管理運営費の中身につきましては、通信設備の保守管理費やインターネット接続費、また通信回線費などに要する経費でございます。

望月（利）委員 43で今月中にということ御答弁いただきました。公衆無線LANというのは、災害時に連絡をとるために非常に重要なインフラ整備だと考えております。熊本地震の際にも非常に役に立ったということで、私も熊本の震災のボランティアとして入ったことがあるのですが、現場でも同じような意見を聞かせていただきました。災害時の有効な情報手段として大いに期待しております。

実際に、山梨県の運用方法、どうやってその無線LANを運用していくのかということをお聞かせください。

中野情報政策課長 災害時、通常の携帯電話の回線が混み合っていてインターネットにつながりにくい場合でも、お手元のスマートフォンなどからこの公衆無線LANに接続していただければ、インターネットの利用が可能となります。このため、家族や知人との連絡や安否確認とか、あるいは気象情報、これからの余震の情報、道路の被害情報や、今、交通機関がどのような運行状況になっているのか、また被害者の支援情報などさまざまな災害関連の情報の入手に活用していただくと考えております。

望月（利）委員 災害時の情報収集源として公衆無線LANに期待をしていますが、災害時のみならず、さまざまな方面で、例えば観光とか、ふだんのネット通信の環境整備とか、そういったものにも活用できるかと思っております。災害時以外の有効活用方法を想定されているのであればお聞かせください。

中野情報政策課長 公衆無線LANは平時においてもインターネットやメールなど、住民や観光客の皆さんに利用していただけます。また、利用者が公衆無線LANに接続したときの初期画面から、県からのお知らせや生活情報あるいは観光情報などが簡単に入手できますので、新しい情報発信ツールとしても活用していきたいと考えております。

なお、災害時におきましては運用の制限はございませんが、平時における利用につきましては、一定のセキュリティの確保を図るために、メールアドレスなどによる利用者の認証や1回当たりの利用時間を制限することとしております。

（地域防災リーダーの養成について）

杉山委員 防2ページ、先ほど高木委員と望月利樹委員からお話があったのですが、避難所の運営マニュアルだとかそういうことも当然大事なことでと思います。

れども、防災についていえば、一番大切なのはやっぱり災害が来たときにいかに命を守れるかということだと思のです。命さえ守られれば、避難所の運営というのは、いかに命をつなぐかという二次的な話だと思のですけれども、まず、最初の一撃のときにいかにそれぞれの命を守れるかということが多分一番の重要なことだと思っています。そういう意味では、先ほどの説明の中で、地域防災リーダーの養成をしていくということで、現時点で4,500人いらっしゃるというお話があったのですが、多ければ多いほうが当然いいわけですが、どのぐらいのリーダーをつくるという目標はあるのでしょうか。

廣瀬防災局次長 地域防災リーダーとしては、現在870余りの避難所がございますので、最低でもその避難所あたりに3人ぐらいはいてほしいということを目標にしております。ただ、受けられた方が御高齢になったり、また区長さんとか組長さんの役員をやられたりして、それが今度かわられたりしていますので、常にこういった人数の地域防災リーダーについては育成していかなければいけないということで考えております。

杉山委員 避難所ごとに何人とかということになると、この防災リーダーという役割というのは、避難所でリーダー的な役割をするという意味のリーダーということなのですか。この地域防災リーダーの役割というのは何かありますでしょうか。

廣瀬防災局次長 地域防災リーダーにつきましては、避難所を自主的に運営していただくときにそのリーダー的な役割として担っていただくというのがまず1つはございます。それから、あと、ふだんの防災の訓練の呼びかけとか、そういったものについて住民の参加を呼びかけていただいたり、意識啓発を図っていただく、そういったことでも期待しております。

杉山委員 当然避難所のところも大事な話だと思のですが、先ほども言ったのですが、やはり一番最初にいかにそれぞれが命を守るということがより大切だと思っています。ここに書いてあるように、自助の防災力をいかに高めるかということなのですが、例えば子供から高齢者まで含めて県民全てにいかに命を守れるかということを進めないと、やはり被害は減っていかないと思いますが、そういうところについて何かやられていることはありますでしょうか。

廣瀬防災局次長 おっしゃるとおり、まず生きていただきたいと。そうしていただければ、私どもも、自衛隊も、それから、緊急消防援助隊もそこに向かって救出に行きます。それで、それに関しましては、まずは日ごろからの意識の啓発ということで、昨年、テレビの中で県のコマーシャルとして、食料3日分の備蓄とか、それから、家具の固定とか耐震化、それから、避難経路の確認、そういったものを呼びかけるような広報を行ったり、それから、各種のラジオの番組にも防災局の講師を派遣したり、出演させていただくということとともに、防災に関するリーフレットを県のホームページに掲載させていただきまして、そういったものを見ていただく。そういった意識啓発活動をさせていただいております。

杉山委員 一義的には、各市町村だとか自治会あるいは組組織だとか、本当に向こう三軒両隣とかがしっかりしていくことが多分充実していく話だと思のですけれども、いずれにしても私の地元の都留市の中を見ても、しっかりしているところとそうじゃないところとかいろいろあるわけですね。そういうところをしっかりと、先ほども言ったのですが、まずそれぞれの命をいかに守れるかと

いうところも含めてこれからそんなことをしていただければと思います。

廣瀬防災局次長 各避難所に個別の避難所運営マニュアルを策定していく、これを各市町村を通じまして奨励したいと思っております。その際には、それぞれの地域に応じた人々の役割分担とか避難所運営に必要なことを確認するとか、そういったことで意識啓発と、それから、有事へ備えていただけるよう働きかけていきたいと思っております。

桜本委員 その部分なのですけれども、自主防災リーダーが4,500人、そして、防災士が290人、50人アップというようなことなのですが、この方々の身分保障というのですかね、例えば災害が起こった場合、この方々に保険適用が特別にあるとか、やはり自助、共助と言いながらも、やっていただく方にある程度責任も持っていただくかわりに、その身分の保障というか、あるいはそういった保険等の関係はどんなふうに捉えているのでしょうか。

廣瀬防災局次長 確かにそういった方たちに災害時の活動をしていただくということに対して、非常に感謝もしております。ただし、現状では、特別な身分保障とか保険制度は多分ございませんので、そういったお声はあちこちから聞いておりますので、検討していきたいと考えております。

桜本委員 それと、870カ所余りの避難場所の中で一般的には例えば自治会長が中心になっていくわけですが、やはりそれぞれの避難所の考え方もあってもいいと思うのです。まずは870カ所のそれぞれの考え方の中で、組織というか決めていただいて、各避難所の自主性についてやはり県から投げかけていったほうがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

廣瀬防災局次長 避難所におきましては、そこに集まる人たちの顔が全部見えるくらい小規模なもの、例えば大きな中学校みたいに何百人も集まるようなところとかいろいろございます。ですので、それぞれの避難所運営マニュアルをつくっていただくことになり、基本モデルを全体的に通した格好になっておりますけれども、その中で必要な事項をピックアップしていただいて、その避難所に合ったものとして集約していただける、そういった格好で各個別の避難所マニュアルとして定めていきたいと考えております。

桜本委員 また、事が起きた場合、その人がどういう立場にいるかということも、避難所にも大勢の方々が来るわけですので、例えば服装を統一してあげるとか、防災服というのではないのですが、リーダーにおける衣類というか、そういったものを統一的なもので考えていくという考え方はありませんか。

廣瀬防災局次長 防災訓練等は、ピブスというチョッキみたいなものを掛けて、前に名前が入ったパターンでやっております。またそういったものも各避難所に置いて準備ができれば、実際に避難されたときにも、あの人が係の人だというのがよくわかると思っておりますので、そういったことについて、市町村と意見交換をしながら整備の可能性について検討していきたいと思っております。

(県税の歳入予算について)

桜本委員 総1、県税の歳入の予算です。例えば県民税、事業税等に関してはマイナスで捉えているようなのですが、平成29年度の山梨における経済の見通しとい

うものをどのように県としては捉えているのでしょうか。

保坂税務課長 平成29年度の県経済の見通しについてどのように捉えているかというお尋ねでございます。これにつきましては、今年1月に日本銀行から金融経済概況というものが出ております。県内景気は緩やかに回復しつつあるというような発表が出ておまして、おおむねこのようなことではないかと思っておりますが、税収見込みにつきましては、法人の分が、法人二税で28億円、10.9%の減少を見込んでおります。

これは山梨県の事情もございまして、一部の主要法人の業績が悪くなっているということ、それからもう一つは、平成28年度の法人事業税の税率改正の影響がありまして、税収としては大幅な減少になっております。一方で個人の県民税につきましては、個人所得の増加がありますので3%ほど増加を見込んでおります。またそのほか、地方消費税につきましては、県内取引額の増加などがありますので5.3%の増ということで、差し引きしますと、県税全体では7億円余の減、0.8%の減少ということで、おおむね28年度当初予算並みであると考えております。

桜本委員 例えば事業税においても、ある程度のパーセンテージの見通しが出ていることにおいては、知事が毎月始まる時、記者会見とかありますね。そういった部分とかやはり税の入りについては、積極的に県民に知らしめているということが重要だと思うのです。そして、1月の日銀の短観というのですか、山梨の支店の支店長の感想というのですかね、県内調査をしたということを中心しているようなのですが、県としても税務課として、例えば山梨における主要の会社、ここで名前は出すつもりはありませんが、そういったところとのレクチャーというのですかね、どのような定期的やりとりをされているのですか。

保坂税務課長 法人二税の税収の見込み方でございますが、基本的には主要な法人100社については個別に税収を見込んでおりますが、税金ということでございますので、なかなか直接折衝しましてお話を聞くということは行っておりません。上場企業につきましては四半期ごとにそれぞれ決算短信を出しておりますので、こういった決算短信の数字をもとに、あるいは「会社四季報」がございまして、こういう数字の業績見通しをもとに税収を見込むようにしておりますので、現在のところは直接、企業の方からお話を伺うというようなことはやっておりません。

桜本委員 やはり主要な100社については法人からの報告を待てばいいということも一つの考え方もかもしれませんけれども、やはりこの部分というのは、県の動きが左右されるものですので、より積極的に動向を調査していくということについては先を考えていくような姿勢も必要かと思えます。

続いて、固定資産税が、前年度2千円ということで、この比較が非常に大きいのですが、例えば前年度の予算ということではなくて、28年度の固定資産税はどのくらいあったのですか。

保坂税務課長 平成28年度の固定資産税の実績でございますが、ゼロでございます。

桜本委員 今回、今年の固定資産税というのは、ここに数字が4億ほど出ているのですが、その差異というのはどんな事情からでしょう。

保坂税務課長 固定資産税の平成 29 年度の見込みでございますが、固定資産税といいますのは、基本的には市町村の税金でございます。土地と家屋、それから、償却資産が対象になっておりまして、原則として市町村に全て課税権がございます。ところで、市町村によっては、人口が少なく、非常に財政規模が豊かな市町村がございます。そういった場合には、償却資産の部分について、一定割合を県が課税するということが生じます。具体的にはおおむね市町村の財政力指数、これは財政需要額に対する収入額の割合でございますが、これが 1.6 倍を超えるような状態ができたときに初めて県の課税権が生じるということでございます。平成 29 年度に 4 億円ほどを見込んでおりますのは、昨年度、忍野村、それから、山中湖村、この 2 村につきまして財政力指数が 1.6 を超えるという状況が発生しましたので、県の課税権が発生したというものでございます。

(基金運用益の積立について)

桜本委員 総 13、基金運用益の積立は、前年度から大分落ちてきているわけですが、マイナス金利とかそういったことの中で、国では、例えば非常に短期的なものです。年金の運用益で海外の運用というようなことで非常にプラスに転じたということですが、県としてこの運用に関してはどのようなやり方をされているのですか。

泉財政課長 基金の運用につきましては、基本的にはまず出納局の会計課と、それから、財政課で考え、運用させていただいているという状況でございます。県の財政的な部分でいきますと、随時必要に応じて、財政調整基金などがそうだけれども、何か対応することの際にきちんと支出できる必要があります。このため、まずは、安全性を担保しなければいけないということでございますので、基本的には預金をベースにいたしております。ただ、長期で運用しているものがございます。例えば地方債で借りて 10 年後に償還をするといった、これは県債管理基金でございますけれども、こういったものでありますと長期で運用ができますので、そういったものについては債券というか、ある程度長期で運用する。すぐに支出を求められないような資金につきましては、そういった形での長期的な運用も行っているという形でございます。

桜本委員 例えば第三者機関に委ねるとか、国によっては一部そういったやり方をされている部分もありますし、あるいは例えば県の運用に関して、金融機関のプロフェッショナルが入って参考意見を聞くとか、そういったやり方はされているのですか。

泉財政課長 このプロフェッショナルという意味を幅広い意味で捉えれば、実際お金を払って何かをするというふうな形もあるかもしれませんが、一応県ではさまざまな金融機関と取引がございます。地方債を発行する際に、シンジケート団を組んでいただいて、全国の投資家に本県の県債を買っていただく場合があります。金融機関には、アナリストと言われる方々がいらっしゃいます。そういった方々を抱える金融機関からマーケットレポート等をいただく中で、そういったところに運用するのが今は最も望ましいかというふうな状況は随時仕入れながら対応させていただいております。

(県税の歳入予算について)

望月(勝)委員 総 1 ページ、自動車税の関係でお伺いしたいのですが、先ほど桜本委員からも、いろいろ企業との接触しながら経済判断をしているのかどうかという、そ

という予算の中でお話があったわけですが、この自動車税、やはり新聞、テレビ等で見ても、山梨県においても国内全体を見ても、何か昨年秋あたりから新車の販売台数が減ってきているというような状況も聞いていますが、平成29年度の予算を見ると、相当額の増で見込んでいるのですけれども、そこらの状況をお伺いしたいのですが。

保坂税務課長 自動車の販売台数につきましては今御指摘のとおりでございますが、実は平成29年度の税制改正によりまして、自動車税につきましては、環境性能のいい車に対して減税するというグリーン化特例、それから、自動車取得税につきましては同じようにエコカー減税があるのですが、この2つがそれぞれ重点化された上で絞られております。結果的にエコカー減税、グリーン化特例と対象となる車が減ったということで税収については増というふうに見込んでおります。

望月(勝)委員 今の答弁を伺いまして、平成28年度に身体障害者の2,000cc以下の免除による自動車税の減額、また、2,000cc以上の増額というような話もあったのですけれども、その対比はどのように平成29年度の予算の中で組み込まれているかお伺いします。

保坂税務課長 今回の身体障害者に対する減免制度につきましては、減税となる部分もございますが、一方で御指摘のとおり、増税となる部分もありまして、増減合わせておおむね400万程度の減収ということで、これは税収見込みの中にあえて見込む金額ではないものと考えております。

望月(勝)委員 平成29年度の障害者の人数的なものの把握はできていますか。

保坂税務課長 後で報告させていただきます。

永井委員長 お願いします。

(コンビニエンスストアへの収納委託事業費について)

望月(勝)委員 総20ページ、自動車税に関連して、コンビニエンスストアへの収納の委託事業費が出ていますのですけれども、何年か前からコンビニエンスストアに委託して自動車税納付を依頼しているが、特に日曜、土曜日、夜間とか、そういうときの効率のいい、おそらく滞納者をふやさないということの中でコンビニエンスストアをお願いしたのではないかと思うのですが、そこらの滞納状況がこのコンビニエンスストアで納付を行ってからどのような状況の経過になっているかお伺いしたい。

保坂税務課長 後で届けさせていただきます。

望月(勝)委員 今のコンビニエンスストアでの納付に関連しまして、やはり夜間とか土日、祭日、これ、県民に対しても、また勤めている方も非常に便利で助かるということも聞いています。役場なり金融機関が休みになりますからそれは当然のことだと思えるのですけれども、この納付率に対して、県としてはどのような対応をとっていくのか。委託事業の4,000万ぐらいがあるのですけれども、これは、どのように維持していくのかお伺いしたいです。

保坂税務課長 コンビニ収納に対する事業費につきましては、4,000万のうちのおおむね1,100万円ほどでございます。これにつきましては、平成17年度に導入して以来、コンビニ利用率が13.5%から平成28年度につきましては48.5%、ほぼ半分ぐらいがコンビニ収納になっております。この結果、今年度の自動車の納期内納付率の78.8%が過去最高ということで、非常に効果があると思いますので、これにつきましては引き続き継続してまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 コンビニエンスストアへの委託は非常に成果を上げているということで、県のそうした納付率、税収の関係でも助かるのではないかと思います。ぜひ今までどおりまた継続してお願いしたいと思います。

（防災航空隊費について）

防8ページ、防災航空隊費6億1,000万についてお伺いしたいです。これは過日の長野県の防災ヘリの本当に残念な事故が起きたわけでございます。ああしたスペシャリストの技術を持った方々が9名も亡くなったということで、非常に心から御冥福をお祈りしたいと思うし、また、本当に御家族の皆様にもお見舞いを申し上げたいと思います。

そうした中で、新聞、テレビ等を見ていまして、長野県の状況において、この航空隊の運営費というもの、訓練とかそういうものも入っていると思うのですが、先ほどの説明だと、現在使っている機種の運営状況、またこれから新規に購入するものの新規の航空ヘリコプターの関係の経費ということで、訓練状況等も今聞いたわけでございます。そうした中で、長野県では、スペシャリストの技術を持った操縦士が確保できないというようなお話も聞きまして、山梨県、岐阜県へ操縦士の協力をお願いしているということです。山梨県としても、航空隊員の組織、操縦士やスペシャリストの技術を持った方の育成というのですか、そういうことは航空隊の中ではどのようにしていくのかお願いします。

小澤消防保安課長 長野県と本県の航空隊の運営につきまして、大きな違いが1点ございます。長野県につきましては、操縦士、整備士等含めて全て県職員、いわゆる自主運営をしております。これに対しまして、本県につきましては、運航管理を業務委託しております。本県につきましては、そういったことで操縦士及び整備士については民間のノウハウを取り入れる形となっておりますので、人材の育成等につきましては、県としては行っておりません。隊員の養成につきましては、年間大体120回ほどの訓練等を行っております。これは通常の各消防本部から選抜しました隊員が日夜そうした訓練を積んでおります。これにつきましては、普通の人件費の中で対応しております。

望月（勝）委員 山梨県の場合は委託、長野県の場合は自主運営ということであるようですから、そこらの違いもあると思います。山梨県のこれからの運営の中で、緊急の場合において交代制がとれるような体制はとっているのですか。

小澤消防保安課長 操縦士等も一般の勤務をしている方でございますので、きちんと休み等をとっていただく必要がございます。そういったことで、運営の委託会社につきましては、基本的に3名の操縦士を確保していただきまして、その方々がローテーションを組んでいくというような形になっております。退職を迎えられるような人が出た場合については、逐次その前から補充をしていただいて、運転

の技術を磨いていただくというような対応をとっております。

望月（勝）委員 「あかふじ」にはボイスレコーダーは大体ついていると思いますが、この間の長野の事故の報道なんかを見ると、ボイスレコーダー的なものではなくて、隊員がつけていたカメラによって事故の起きた現状、立木、流木に当たったんじゃないかというような判断をしながら今検証がなされていくのではないかと思います。そうした中で、今度の新規購入のヘリコプターは、航空隊員がボイスレコーダー的なものを使用しているのか、その点をお聞きしたいのですけれども。

小澤消防保安課長 交信機のボイスレコーダー及びフライトレコーダーにつきましては、標準装備で交信機の契約の中に含まれております。

（税収確保特別対象事業費について）

安本委員 関連するような質問になってしまうかもしれないのですが、2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

1点目は、課別説明書、総20ページ、税収確保特別対象事業費です。後のほうで、前のページの新税務システムの構築費等にちょっとかかわってくるかもしれないですけども、お伺いをさせていただきます。先ほども総務部長から冒頭御説明ありましたが、知事は平成29年度の当初予算編成に当たっては、まず徹底した歳出の見直し、それから、行財政改革を着実に実践、財源の重点化・効率的配分を行った上で、輝きあしんプラチナ社会実現に向けた施策については、厳しい財政状況であっても積極的に予算を計上したとおっしゃられました。

予算資料3というのをいただいていますけれども、平成29年度の当初予算の財政状況について、4ページを見ますと、先ほどから少し議論もありましたが、県税の収入決算額対比の表が掲載されております。この表を見ますと、実質県税の決算額等の推移が平成24年度から載っておりますけれども、ここ数年の推移は、平成28年度は2月現計、先日議決になりましたので予算額ということで、平成29年度は来年度の予算とありますが、平成27年をピークに減収ということになっています。

こうした中で、先ほどの知事がおっしゃられる徹底した歳出の見直し、それから、不断の行政改革の取り組みも大事だと思いますけれども、それとあわせて、しっかりと賦課、調定した税については、その税収を確保するという観点もいつも思いを込めていかなければいけないというところだと思うわけです。そこでまず、この税収確保特別対策事業費とありますけれども、どのような内容に取り組みされているのか。先ほどのコンビニ収納というのもありましたが、その柱についてどのような取り組みをされているのかお伺いします。

保坂税務課長 税収確保対策に関する主要な柱についてのお尋ねでございます。税収確保対策の主要な柱といたしましては、これは3つございます。1つ目は、滞納整理の強化でございます。これは市町村と連携した徴収対策の強化と、総合県税事務所における徴収対策の強化の、この2つの取り組みでございます。2つ目の柱につきましては、自主納税の促進、納税環境の整備であります。これは自動車税の納期内納付の促進とか、個人事業税の口座振替の促進などの取り組みでございます。それから、3つ目の柱でございますが、これは課税の強化でございます。県庁内の許認可データを活用しました不申告法人の捕捉など、徴収のほかにも課税面でも取り組みを行っております。このほか、これらにあわせま

して、組織連携の強化とか人材の育成などの取り組みもあわせて行っております。

安本委員 最初の滞納整理の強化ということで、これは課別説明書にも書いてありますがけれども、地方税滞納整理推進機構がこれまでも力を発揮してきたと思います。平成20年度から3年ごとに、今年度で3期9年間、市町村と連携しながら徴収対策を強化してきたと思いますが、県の個人県民税は市町村民税と合わせて徴収をいただいているということで、県にとっても、市町村のいろいろな県の滞納整理のノウハウを学習する場でも効果はあったと思います。県としてこれまでの地方税滞納整理推進機構の成果についてはどのように捉えられているのかお伺いします。

保坂税務課長 地方税滞納整理推進機構の成果についてのお尋ねでございます。御指摘がありましたとおり、平成20年度にこの機構は設置しておりまして、これまで、今年度で9年間ということで、平成27年度までの8年間の成果ということになります。市町村民税の徴収率につきましては、全税目では平成19年度が88.3%であったものが、平成27年度では93%、また、個人の市町村民税につきましては、同じく90.8%から94.5%へと向上しております。また、滞納の繰越額につきましても、平成19年度が154億円、これが4割程度削減され、平成27年度が92億円となっております。機構の発足前と比べまして、県内市町村の徴収状況につきましては大幅に改善したのではないかと評価しております。

安本委員 今年度で3回目の9年間の設置期間の期限が来たということなのですが、昨年の12月県議会で知事は、市町村からの要望もあって、延長して引き続き設置するという、こういう表明をされました。県職員の派遣方法の見直しというような一部報道もありましたけれども、この点について、市町村からの具体的な要望とか、どんな意見があるのか、それで、延長に当たってどういうふうに見直しをされる予定なのか、お伺いします。

保坂税務課長 地方税滞納整理推進機構の見直しの内容についてのお尋ねでございます。実は本年度、機構の内部に、地方税徴収対策検討会という委員会を設置しまして、明年度以降の事業内容について検討を行ってきたところでございます。検討会では、全市町村に対してアンケート調査を行うとか、あるいはブロックごとに意見交換会などを行いまして、市町村から御要望とか御意見を伺う中で、市町村の派遣方法などにつきましても御意見が出されました。これらを踏まえまして、市町村にとってより使い勝手のよい支援メニューとなるように見直しを行ったものでございます。

具体的に見直しの内容というのは大きく2つに分かれます。1点目は、現在は県職員2名と市町村1名から成る派遣チームを2チーム作りまして、これを半年間市町村に派遣するというものでございます。見直し後につきましては、県職員2名から成るチームを1チーム作りまして、これとあわせて、特定困難な滞納案件の整理とか、公売とか搜索のような難しい滞納整理の手法について、これをスポット的に支援するために随時にスポット的に派遣する制度もあわせて設けております。

また、2つ目でございますが、市町村から他の市町村へ転出した滞納者に対する徴収対策というのは結構難しいものがございます。単独の市町村では対応が不十分になりがちな点もございますので、そういったものにつきましては、

県が市町村から徴収を受託しまして、県がそれを徴収するというものでございます。市町村にとりましては、県が持つ調査能力をフルに活用できるとか、個人住民税だけでなく、それとあわせて固定資産税などにつきましても囑託できるというメリットがあると考えております。

安本委員

平成27年度の決算を見ますと、県税だったと思いますけれども、収入未済額約19億円ありまして、そのうち個人県民税が14億4,000万円でした。この地方税滞納整理推進機構に期待される部分は大きいと考えております。財政上の要請というのもあると思いますけれども、私は公平性の確保、払わないで済むということがないよう、そういう観点もありますので、引き続き県の御努力をお願いしたいと思います。

次に、冒頭説明いただきました税収確保対策の中で2番目の自主納税の促進、納税環境の整備という柱がありました。コンビニ収納で非常に納付についてはしやすくなった。振り返ってみますと、平日昼間しか納税できなかったわけですが、今は24時間365日ほとんどのコンビニで支払えるようになったということで、自動車税等の納税の利便性に大きく寄与しているのだと思います。

(新税務システムの構築について)

この納税環境の整備ということで、納税の利便性、これは県民サービスの向上ということだと思いますけれども、期待をしておりますのは、私は総19ページの最下段の新税務システムの構築でございます。この新税務システムについては、本稼働までどういうスケジュールで開発をされていくのか、本稼働はいつになるのかお伺いいたします。

保坂税務課長

新税務システムのスケジュールにつきましてのお尋ねでございます。まず新税務システムの開発につきましては、平成29年度当初予算では2億2,800万円余を見込んでおります。開発期間につきましては、本年1月から平成31年9月までの2年8カ月を見込んでおりますので、31年10月の稼働を目指しております。

安本委員

せっかく新しいシステムを構築されるということなので、納税の利便性ということについても機能を備えてほしいなという思いでおります。他県の状況を見てみますと、自動車税がクレジットカードで払えるようになったとか、それから、法人二税については、もう既に地方税電子化協議会のeLTaxを使って、申告だけではなくて納税もできると、こういうような県もありまして、ぜひこういう機能を備えてもらいたい。実現してもらいたい。私も県議会でも訴えてまいりましたけれども、そういう機能の導入についてはどのような状況になっているのかお伺いします。

保坂税務課長

クレジット収納や電子納税等の導入についてのお尋ねでございます。これらにつきましては、現在、複数の自治体が共同で利用することによりまして費用を抑えることができる、共同利用システムの構築が進んでおります。こういったことを踏まえまして、今回新たに税務システムを構築するという時期でございますので、この時期を捉えて、他県の利用率とか費用対効果も考えまして、積極的に取り入れていきたいと考えております。

御指摘のありましたクレジット収納につきましては、明年度の11月をめどに新システムの仕様を固めたいと考えておりますので、それまでにどんな税目

を対象とするのかというようなことにつきまして検討していきたいと考えております。

また、e L T a xを利用した電子納税についてですが、これは現在、地方税電子化協議会で、全国で利用できる共同利用システムの検討を進めておりますので、こういった動向を踏まえて実現方法を検討してまいりたいと考えております。さらに、自動車税、自動車取得税の申告と納税につきまして、自動車の検査登録、車庫証明とあわせてパソコンにより一括申請して電子証明ができる全国の共同利用システム、これが来月から稼働する予定でございますので、本県におきましては、新税務システムの稼働に合わせて導入したいと考えております。

安本委員 前向きに検討していただいて、ぜひ導入をお願いしたいと思います。そのほか、新税務システムで新たに何か特徴的なことがありましたら、あわせてお伺いします。

保坂税務課長 現行のシステムでございますが、平成16年度の稼働からこれまで年平均でシステム改修費に約1億円、またサーバー等の機器リース料に6,500万円程度かかっておりまして、これらの費用の削減が最大の課題でございます。このため、ITの進展に伴う新しい技術を取り入れることなどによりまして、システムの維持管理費をぜひ削減したいと考えております。

まず毎年の税改正に伴うシステム改修費用でございますが、これは他県と共同して利用することができるパッケージソフトを導入することによりまして、毎年の改修経費をいわば他県とシェアする、割り勘することによりまして費用を抑制したいと考えております。また、サーバー機器のリース料等につきましても、これはITの進展の1つで仮想化という技術があるのですが、こういった技術も活用しまして、他のシステムとサーバーを共同利用することによりまして費用を抑制したいと考えております。

安本委員 システムの構築費は安くても、その後、税制改正等で多額の経費、ランニングコストがかかっていたということについてそういう対応をされるということはずばらしいことだと思います。

もう1点、これは税収確保という観点だけではないと思いますけれども、税収確保につながることで、県税に未納のない証明書があります。これは県の建設工事、物品購入の入札参加資格申請書、それから、県の貸し付け、補助金を受けるためにもつけてもらっているものもありますし、県営住宅の入居申込書にも県税に未納のない証明書を添付するということになっています。

私は県営住宅の入居申し込み添付が必要になっているということについてお伺いしたいのですが、県営住宅に申し込みするときには、18歳以上の入居したい方全員の県税に未納がない人の証明書、1通400円ですけれども、それをとって添付しないと受け付けてもらえないと。もし未納があれば、そこで主にこれ、自動車税だと思いますけれども、払っていただいて、申込書を受け付けるというシステムだと思います。県としては非常にありがたいので、いろいろところで県に対して申請書とか出てきたときに、未納を把握して、払ってもらってからちゃんとやりましょうねということだと思います。これ、きちんと税を払っている方から見ると、滞納している人のために自分がそれだけの面倒な手続をさせられていると思うのですけれども、こういった点に、全国の都道府県の状況はどうなっているのかまずお伺いします。

保坂税務課長 全国の状況でございますが、県税に未納のない証明につきましては、今、全国では、山梨県も含めまして 20 県が未納のない証明を求めています。

安本委員 そういふことの苦情については、当然窓口の方や税務課にも来ているのかもしれないですけども、議員にもあります。大体、住宅供給公社に行って申請をする、未納のない証明が必要ですよと言われる。それで、北別館に行く。税務課が一番近いので行くと、これは証紙が必要ですから本館へ行って買ってくださいと言われて、ここに買い置きがないのかとか、現金で支払えないのかとか、そういうふうにしてほしいという話もあるのです。そもそも論からいえば、私は例えば税務課として必要なことであれば無料で出すとか、また県庁内のことですので、相互に連携し合って、きちんとやっつけてくださっている方についてはあまり負担をかけない方向はどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

保坂税務課長 未納のない証明を求めますのは、税収の確保という面もありますが、一方で、少なくとも県の施設を利用しようとする方に対しましては県税の未納があるのはどうかというような考え方もございます。したがって、未納のない証明を全く求めないということはなかなか難しいとは考えておりますけれども、これは県営住宅の所管課とも協議しながら、入居者の負担にならない方策がないかどうか検討してまいりたいと考えております。

(防災航空隊費について)

安本委員 防 8 ページ、防災航空隊費のヘリコプターテレビ伝送システムに関してお伺いしたいと思います。先ほどもありましたし、昨日も防災ヘリ、長野県の事故についてございました。質問に入る前に、このたびの長野県での防災ヘリの事故、9 名の方がお亡くなりになりまして、御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族、御関係の方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、本県においても、私ども総務委員会、昨年防災ヘリの実際の救助の現場だったと思いますけれども、隊員の方がつけてらっしゃるビデオで撮影したものを見せていただきまして、人命救助といっても本当に危険な任務だということは、本当に痛感をしているところです。ぜひ隊員の方の安全確保についてはなお一層の注意喚起等をお願いしたいと思うところです。

それで、まずこのヘリコプターのテレビ伝送システムは、私たちはテレビの報道を見ながら、やはり目視するということが本当に一番伝わってくるのだと思います。今回は地上局の整備ということで、3カ所あるということなのですけれども、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

小澤消防保安課長 災害発生時に消防防災ヘリコプターからの、上空から災害現場の状況を把握することは迅速かつ的確な火災対応を行う上で極めて重要であることから、ヘリコプターテレビ伝送装置を導入したところでございます。この装置は、ヘリコプターに備えつけました防振機能のついたカメラと、マイクロ波を送受信するアンテナによりまして、被災地の情報や音声を地上の受信基地局を経由して、県庁の統制局に送って、災害対策本部で視聴できるようにするものでございます。ヘリコプターに搭載している部分が機上局で、地上局というのが、県庁の防災新館の 4 階にございます県庁統制局と、県内 3カ所の受信基地局。3カ所というのは、三ツ峠と身延山と南巨摩合庁になりますけれども、こちらに整備してあります受信基地局でございます。地上局の装備につきましては、防災ヘリからのマイクロ波を追跡する自動追尾受信装置とか、電波と映像を相互に変換処理いたします映像符号化装置、また、無線連絡装置などが含まれてい

るものでございます。

安本委員

施設が老朽化して更新をしなければいけないということですが、ここに防災ヘリについても、更新の進んでいると思います。それに合わせてということですが、スケジュールと、それから、ここは総額で消防防災航空隊運営費等と一緒にありますが、6 億 1,060 万円という予算なんですけれども、これについては財源内訳のところに県債、県費となっています。このヘリコプターテレビ伝送システムについては、どういうふうな財源になっているのか、あわせてお伺いします。

小澤消防保安課長 システムにつきましては、老朽化が激しいものですから、できるだけ早期に整備したいと考えております。このため、効果的・効率的な発注方法につきまして検討した上で、来年度のできるだけ早い時期に入札公告等の必要な手続を実施いたしまして、年度内に工事完成をしたいと考えております。3 億 1,000 万余の財源につきましては、事業費に 100% 充当できまして、70% が交付税措置されます緊急防災・減災事業債を充当したいと考えております。

(コンビニエンスストアへの収納委託事業費について)

保坂税務課長

午前中の望月委員の自動車税に関する 2 つの質問に対しまして、資料を 2 種類御用意いたしましたので、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

まず 1 枚目の資料でございます。自動車税の状況でございますが、一番右の欄が全ての収納機関の中でのコンビニの収納率の割合でございます。平成 17 年度にコンビニ収入を導入しましたときには 13.5%、直近の平成 28 年度には 48.5% に向上しております。その左の欄、これは自動車税の状況でございます。一番左の欄が滞納繰越額、その右の欄が徴収率、3 つ目の欄が納期内納付率、これは 5 月末日までの納期内に納付があった率でございます。それぞれ平成 17 年に比べまして、平成 27、28 年には顕著に成果が出ております。これは徴収対策の強化という面もありますが、コンビニ収納という納税者の利便性の向上が非常に大きく寄与しているものと評価しております。

2 つ目でございます。横書きの資料でございます。これは身体障害者の減免制度の見直しについてです。平成 29 年度の状況でございますが、右のほうが減免の関係でございます。減免対象者は 7,470 人、1 人 1 台ということですので、7,470 台でございます。減免額は 2 億 9,100 万円。これは平成 28 年度に比べまして、その表の一番右にあります。400 万円ほどふえています。内訳はその左の表でございます。まず減税の部分が合わせて 370 人対象者がふえます関係で 1,600 万円の減。一方、増の部分は、右から 2 つ目でございますが、上限額を設定した関係で対象車両が 780 台でございますので、1,200 万円の増。差し引き 400 万円の減ということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第 15 号 平成 29 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第19号 平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第20号 平成29年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第21号 平成29年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第25号 平成29年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第1号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

桜本委員 総33で取り扱った市町村の移譲事務交付金における部分については、どのぐらいのものに当たるのでしょうか。

森田市町村課長 課別説明書、総33ページでは市町村移譲事務交付金1億1,900万円を計上させていただいております。これは合計で127事務に関する交付金を合計した金額を計上させていただいております。今回2つの新たな事務を条例改正させていただきましたが、当面、建築基準法に基づく事務については、今のところ平成29年度の事務処理が生じることについては想定しておりません。一方で自立支援医療の関係につきましては、支給認定に係る事務がございますので、今回、数百万円程度でございますが、新たに金額を計上させていただいたところでございます。

桜本委員 今現在、総33で127事務ということを発言されましたが、全国の都道府県の中で山梨県の移譲率というのはどのぐらいのランクにあるのですか。

森田市町村課長 本県の市町村に対する移譲事務の率ということでございますが、さまざまな法令に関係する事務を合計しますと、これは膨大な数の事務を諸法令に基づいて行っていることになると考えています。一方で、本県におきまして毎年度市町村と協議をしながら移譲事務を定めているところでございますが、他県の状況を調査する中で、他県が移譲しているような事務については、本県においても市町村において受けることができないかという観点等に立ちまして移譲事務の協議を行っております。数字的なものについて今ここで正確に申し上げることはできませんが、他の都道府県同様の事務を本県においても移譲しているものと考えております。

桜本委員 市町村課所管として、移譲事務、市町村とどの分野をどのぐらい、いつの時点でということがやはりテーマとなっているのですが、127移譲を行ってきたということの中で、あと、想定できるような、まだ移譲できていない事業というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

永井委員長 後ほどまた調べてください。

森田市町村課長 承知いたしました。

(市町村移譲事務の関係の現段階の整理について)

先ほど答弁がおくれました、市町村移譲事務の関係の現段階の整理について、その内容を御説明させていただきたいと思っております。条例案の改正で御説明させていただいた内容のほか、平成28年度におきましては、新たな移譲事務について、他の都道府県の状況を勘案し、10の法律に基づく26の事務についてその移譲の可能性を検討したところでございます。そうした中、商工会法、また森林法に基づく合計8の事務につきましては明年度もしくは明々年度の積極的な移譲を図っていくということで整理をしているところでございます。

また、既存の事務の対象市町村の拡大につきましては、10の法令に基づく26の事務についてリストアップし、その移譲の拡大の検討を行ったところ、今後具体的に8の事務については来年度、再来年度に移譲を進めていくほか、浄化槽法、また児童福祉施設に基づく2つの事務については、現在の状況の中でさらに積極的な移譲の検討を行っていくという整理をしたところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第2号 山梨県個人情報保護条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第3号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件

質疑

桜本委員 介護のほうですが、介護対象者の範囲の規定はあるのですか。例えば自分の親あるいは祖母、あるいは介護者というのはいろいろな関係があるかと思うのですが、その範囲の規定を教えてください。

中澤総務部次長 介護の休暇の要件でございますけれども、平成23年3月に私どものほうで改正等しております。まず介護休暇の対象となる2親等以内の親族、祖父母とか、孫、兄弟姉妹であれば、これは同居要件は要らず、そういう血縁関係というんですか、親族の関係があれば大丈夫でございます。それから、父母の配偶者とか、配偶者の父母の配偶者、少し難しいですけれども、それから、子の配偶者、配偶者の子供につきましては、地方公務員法の場合ですと同居の要件がございましたけれども、本県の場合は、これは同居の要件も撤廃しまして、かなり幅広く介護ということは認めている状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号 山梨県職員の修学部分休業に関する条例中改正の件

質疑

桜本委員 条例改定の内容の(2)の 印のところですが、地域ボランティア活動への地域貢献等と、非常に認定しにくい、幅広い部分が想定されると思うのですが、これは申告制なのですか。それとも、認定制なのでしょうか。

中澤総務部次長 これはやはり公務に支障がないということがございますので、新しい年度、例えば今年であれば、平成29年3月末までに申請していただいて、平成29年度どういうふうにするかというような形で、私どものほうへ申請をしていただいて、それを許可するという形になります。

高木委員 ここに書いてあるように、平成16年6月の地方公務員法が改正されてということですが、13年たっているわけですが、今、なぜこれを導入するのか、もう少し丁寧な説明をお願いしたいと思います。

中澤総務部次長 13年前にこの法律が改正されたわけですが、制度創設時につきましては、やはり公務への影響ということがございましたので、公務への影響を考慮すると、実際に利用する職員というのはいないのではないか、ニーズというのはいないのではないかという判断をいたしまして、条例制定を見送ったという経緯がございます。

しかし、近年、国のほうでも、介護離職をゼロにしたいというようなことを言っておりますけれども、介護離職者が社会問題となっている時代になっておりますので、本県におきましても制度の導入が必要と考えるに至りまして、今回、条例を改正させていただく状況でございます。

高木委員 社会的ニーズがここにあるということだという話がありましたけれども、教職員はわりと離職率が高いような話を聞き及んでいるのですが、本県の県職員の介護による離職はどんな状況なのでしょうか。

中澤総務部次長 県職員、我々行政職員ですと、やはり数名程度でございます。27年度は明確に把握したのは1名ですが、今、委員御指摘がありました教員になりますと、やはり共稼ぎの方が非常に多いというような状況もございまして、平成25年で6名、平成26年12名、平成27年は14名というような形で、今年も12月末までに3名の方が介護を理由に退職されているという状況でございます。

高木委員 わりと比率が少ないということでホッとするところでありますけれども、この4号のところに出てきております(2)の一番上の介護休業とは別に連続3年の期限内においてというような文章があるのですが、ここで介護時間と部分休業との関係というのはどうなるのでしょうか。

中澤総務部次長 1つ前の条例で御説明させていただきました介護時間という制度との関係ということでございますけれども、介護時間につきましては、介護休暇をとった後、3年というスパンの中で1日につき2時間だけ休暇がとれるというものでございます。

やはりこの介護時間につきましても、今回、私どもがお願いしている高齢者部分休業につきましても、どちらも無給になるわけでございますが、高齢者部分休業になりますと、今度、退職手当にも影響が出ます。高齢者部分休業をとった期間のうちの2分の1は、勤めていた期間から除算されてしまいますので、ここをとるとなると、退職手当にまで影響が出るということで、まず介護が必要な御家族がいるような場合については、介護休暇をとって、介護時間をとって、最後に高齢者部分休業になるのかなというふうに想定しております。

高木委員 よくわかりました。この2時間の使い方ですが、どんなように、例えば1時

間ずつ使えるとか、使い方は個人の裁量でできるのでしょうか。

中澤総務部次長 介護時間1日につき2時間というのは自由に、例えば朝、出勤してくるときに介護のためにどこかへ送っていくとか、もしくは迎えに来てもらうのでその対応をするとか、逆に1時間とか、そこで休みをとる。帰りの時間、1時間早く帰って、デイサービス等の利用で送ってきてもらった御家族を迎えとか、そういう形で1時間ずつとか分けてとることは可能でございます。

高木委員 私は本当に有能な人材が集積する県は、人材バンクと言って決して過言ではないと思うのですが、そういったところの離職防止をするというのは、県民の福祉のサービスを向上させる上でも非常に重要な施策だと思います。ぜひ庁内の周知徹底を図られて、これを振興してほしいと思いますが、その辺についてお尋ねして終わりたいと思います。

中澤総務部次長 今議会で条例改正をお認めいただけたならば、私ども、4月の年度当初には人事関係、さまざまな通知等々ございますので、これを職員にしっかり伝達するために、各部局の幹事課の総括課長補佐たちを集めまして説明会等を行いますので、その際にもこういうものがあるということをしっかり通知しまして、職員の皆さんに利用していただけるように周知徹底を図っていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第29号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(救急デジタル無線について)

桜本委員 先般、県内5つ消防本部で実施した施設の更新に当たり、業者の談合を認定したということが起きました。県においても、この施設改修等を既の実施されたわけですが、この形の中で、調達において談合の事実というのは県においては認定されたのでしょうか。

小澤消防保安課長 県では、平成27年度に県庁統制局とか基地局におけます無線のデジタル化、また航空隊の隊員が携帯する移動局、消防防災ヘリコプターに設置いたします消防救急無線など5件のデジタル化の施設工事や機器の調達を行ったところでございます。これらの事案につきましては、公正取引委員会に確認したところ、談合はないという旨の御回答をいただいております。

桜本委員 中には、違約金の支払いを求めているケースもあるのですが、山梨県においても、何かそういった経緯の中で違約金等を求めることはできないのですか。

小澤消防保安課長 当該談合事案の公表を受けまして、当課でも違約金等の検討をいたしました。県と業者が締結した契約書の中には、談合その他の不正行為による県の解除権という条項がございますけれども、この契約に関して公正取引委員会が事業者に排除措置命令もしくは納付命令を行い、これが確定した場合について、請負代金の10分の1に相当する違約金を払うという旨の規定になっております。今回の談合に関しては該当しないということでございますので、違約金の支払いを求めることは困難であると考えております。

桜本委員 例えば5つの消防本部では談合が認定されたということなのですが、この5つの消防本部における例えば違約金については把握されておりますか。

小澤消防保安課長 5つの消防本部でございますけれども、契約条項を今精査しておりますので、全てについて把握しているものではございません。ただ、先ほど説明した入札の違約金の条項を設けている本部がございますので、これに基づいて、今後、排除措置命令及び納付命令が確定すれば、必要な手続で補助金の返還等もございまして、まず違約金を徴するという手続に入る予定となっております。

桜本委員 例えば消防本部に違約金が入ったと仮にします。その違約金についての違約金の使い方、それはどんな違約金の使い方になるのですか。

小澤消防保安課長 これにつきましては、総務省から、国庫補助事業等によりまして違約金が発生した場合の取り扱いを取りまとめた文書が既に送付されております。基本的に違約金をとった場合に、それで国庫補助金等の返還に充てるというものになっております。

桜本委員 県土整備部、出納局では2月27日付で指名停止の措置をとられたようですが、今後、例えば、先般行われたこの無線の設備の機器の保守管理にこのことによって何か支障が生じるというようなことはございますか。

小澤消防保安課長 消防無線の機器に関しまして指名停止を受けた事業者が関係する保守管理につきましては2件ございます。県庁統制局、基地局等の無線設備の保守管理及び「あかふじ」に搭載した無線装置の維持管理の2件になります。このうち、「あかふじ」に係るものにつきましては、耐空検査の折りに別の事業者、これは一般競争入札で選定する航空事業者等になりますが、それが保守管理を行いますので、これについての支障の生じることはございません。

県庁の統制局、基地局等の無線設備につきましては、工事の完成検査終了後1年間は事業者で無償で修理等を行う契約となっております。本年の6月24日まで一応その無償期間が残っております。消防救急無線につきましては、人命救助にかかわる重要なものでございますので、来年度以降の保守管理について、消防業務に支障が生じないかどうか十分に確認をした上で業者を選定してまいりたいと考えております。

桜本委員 最後に、指名停止措置を決定した出納局で考え方をおっしゃっていただけませんか。

保坂管理課長 指名停止期間中の業者につきましては、一般競争入札または随意契約の相手としては原則としてしてはならないとなっております。ただし、随意契約でやむを得ない事由がある場合はあらかじめ出納局の承認を受けて許可できるという形になっております。したがって、同じサービスでも、会社によって仕様とかシステムとかが違うと思います。相談を受けましたならば、その協議された業務が安全性とか正確性とかそういう点を考慮して、その業者でなければできないのか、ほかの業者ではできないのかということを確認した上で個々に判断をしていきたいと思っております。

(防災ヘリコプター「あかふじ」について)

高木委員 今回の長野県の防災ヘリの大惨事を踏まえて、あかふじについて少しお尋ねしたいと思っております。その前に、本当にお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りしたいと思っております。

当然、本県の大雪のときも長野県から大変な応援をいただきました。そして、また今回のことでは、長野県に本県のあかふじも行って活躍しているという話は聞いているのですが、一たび、ああいう事件が起きると、その応援に来る、これはもう困ったときにはお互い助け合いでいいですが、そのときに、行っている最中に本県に災害が起きたというような、想定外のことも起こり得るという視点から言いますと、そのときの対策が本当に重要になるかと思っておりますが、そのようなことを防災局は何か手だてをしているのでしょうか。

小澤消防保安課長 緊急時の助け合いということに関しましては、本県では5つの県と相互応援協定を締結しております。その折、例えば本県から応援に行っている折に何かもしも事態が生じたような場合につきましては、相互応援協定で他の県からの応援を頼むということを想定しております。

高木委員 相互補完されることで安全安心が保たれるということでホッとしたわけです

が、こういう緊急時には職員がオーバーワークになるようなことがあって、そういったことでの二次災害と言えるようなことが起きてはいけませんけれども、過労にならないための手だてみたいなことにはお考えはあるのでしょうか。

小澤消防保安課長 隊員の安全管理につきましては、基本的に労働基準法等を遵守するような形で、交代で任務地等に行くようにしております。また、任地先で生じたような心的なストレス等につきましては、国でそうしたストレスについて相談をしていただけるという制度もございますので、そういったもので対応するという予定になっております。

高木委員 昨年、本委員会の県内調査の中で、航空隊の様子を見ましたが、私は12月の質問の中で、本当に命がけで隊員が人命救助をしているというあの映像を見たときに、もっと広報をすべきじゃないかなという話もさせていただきました。そういった中で、本当に実戦訓練をしないと絵に描いた餅のようなことになってはいけませんけれども、実戦訓練とか、本当に命がけなのだということを感じました。その命をかけている航空隊の皆さんに本当に敬意を申し上げますが、その点の安全管理は、もう少し詳しく、もっとこういうこともしている、ああいうこともしている、そういった点は何か手だてを打っているのでしょうか。

小澤消防保安課長 消防航空隊につきましては、救助技術の向上を目指しまして、隊員等を要救助者に見立てました救出・救助訓練をはじめ、山岳地帯におきます地形や飛行に障害を及ぼす恐れのある箇所を把握するための地形慣熟訓練、また、今回のように、もしも飛行困難な状況に陥った場合の緊急避難措置を行う機長の訓練等を実施しております。

高木委員 最後になりますけれども、今回の事故、機体に問題があったのか、操縦士に問題があったのか、気象状況なのかという、これからそういうことをじっくり調べていくのだらうと思いますけれども、このことは対岸の火事ではなくて本県にも起こり得るという想定をしますと、調査の内容を見きわめていく必要もあるのではないかなというふうに思うわけですね。その点について、防災局はどんなふうに取り組んでいかれるのか、ああいうことがあっては困るのですが、あったときのためのつえをどういうふうに突いていくのか、その点についてお尋ねして終わりたいと思います。

小澤消防保安課長 本日の新聞報道でもございましたが、今回の事案については、例えば回転翼が木に接触したのではないかなというような推測がなされているところでございますが、現時点ではまだ確たるものとはなっておりません。

現在、国土交通省の運輸安全委員会によります航空事故の調査が行われておりまして、消防庁でも災害対策本部を設置いたしまして、長野県及び松本広域消防局に職員を派遣して、事故原因等の把握に努めているところでございます。

これらの調査結果、運輸安全委員会の検討結果など、事故原因の究明につきましては、ホームページで全て公表されるということになっておりますので、今後、この調査結果に注視いたしますとともに、長野県や消防庁において再発防止に向けた検討が行われて、そうした対策が示されるということが想定されますので、本県の機体の安全性の向上に資するようなものについては、積極的にこれを取り入れてまいりたいと考えています。

(県庁別館のライトアップについて)

望月(利)委員 年度最後の総務委員会ということで、委員会の中で1つ聞いておきたいことがあります。古い話をして申しわけないのですが、6月の総務委員会的时候に、県庁別館のライトアップということで、啓発に使用したらどうだということで提案もさせていただきました。それ以来さまざまな取り組みをしていただいていると聞いておりますが、実績はどうでしょうか。

塩野財産管理課長 別館のライトアップについてですけれども、ライトアップを活用しました啓発等につきましては、7月からヴァンフォーレ甲府のホームゲームの前日及び当日、それから、9月の世界アルツハイマーデーとか、12月の世界エイズデーなどの普及啓発におきまして、それぞれのテーマカラーにより壁面のライトアップを行っております、これまでで累計で75日間実施をしたところでございます。

望月(利)委員 まさに県庁のシンボルとして、東京タワーのように記念日によって色が変わるということで、すごく実績を上げてらっしゃるということを確認できました。県庁敷地は4月から一般開放されて、中心街のにぎわいということで、さまざまなイベント、プロジェクションマッピングもやったり、仮装大会もやったりということを知っていますが、イベント等で活用した実績はどのようになっていますでしょうか。

塩野財産管理課長 噴水広場を活用しましたイベントですけれども、これまでの信玄公祭りとか、全国交通安全運動の出発式、それから、高等学校文化祭のパレードの出発式、それから、県一周駅伝の開会式というような従来より行ってきたイベントに加えまして、10月にはやまなしハロウィンフェス2016の会場としまして、プロジェクションマッピングを3日間行いました。合計で約1万1,400人が来場をされています。また、11月には、全国発酵食品サミットということで食品等のブースを設置しまして、2日間で約7,200人が来場しております。また、これ以外に、県内の小中学校が夏休みとなる7月から8月の期間には、平日の正午から3時の間にも噴水を稼働させたというふうなことも、イベント外ではございますけれども、そういったことも行いまして、多くの方に訪れていただいたところであります。

望月(利)委員 非常に柔軟にさまざまなイベントを仕掛けていただいているなということで、すごくにぎわいに資しているなということは感じました。利用者というか、来訪者の声はどうなのでしょう。

塩野財産管理課長 やまなしハロウィンフェス2016の際に主催者が実施したアンケートですけれども、その調査によりますと、93%の方が満足と回答したという報告をいただいております。また、稼働時間の拡大によりまして、噴水を訪れていただいた方からは、甲府駅の周辺にも子供が水遊びできる場所ができてよかったとか、あるいは暑い日に涼む場所ができてよかったというふうな、歓迎をするような意見を多くいただいております。一方で、イベントを主催した方からは、使用可能エリアをもう少し拡大ができないのかというような要望もいただいたところでございます。

今後こうした意見とか御要望を踏まえまして、来年度以降のイベント等の開催に当たりまして参考としていきたいと思っておりますし、施設管理上対応が可能な部分につきましては、できる限り柔軟に対応するなどしまして、主催者がイベ

ントを開催しやすいように配慮していきたいと考えております。

望月（利）委員　まさに県民の憩いの場として県庁のスペースを開放してきていたということです。さらににぎわいを創出して、このオープンガーデンやまなしを県民のために利活用していただくような場にするために今後の次の仕掛けを期待しているのですが、今後の展開について最後お聞かせください。

塩野財産管理課長　ヴァンフォーレ甲府につきましては、今シーズンにおきましても、ゲームの前日とか当日を中心に赤と青にライトアップしたいという意向があるということをお伺いしております。ということで、既に先日行われましたガンバ大阪との開幕戦におきましてもライトアップを行ったところでございます。また、啓発につきましては、所管する課室からの使用希望があれば、随時受け付けていきたいと考えております。また、噴水広場を使用しますイベントにつきましても、昨年行いましたプロジェクションマッピングの開催につきましても、主催者と協議をスタートさせておりますし、また、ほかの民間のイベント事業者からも、イベント開催につきましても相談を現在受けているところでございます。できるだけ多くの県民の方とか観光客の方に訪れていただきまして、中心市街地のにぎわいの創出につながるような活用に努めてまいりたいと思います。

（県有地の貸し付け事務について）

中村委員　県有地の貸し付け事務についてお伺いします。県有地の関係で県の財産管理課が所管する中で、民間企業に貸し付けをしている事例があるかどうか。

塩野財産管理課長　財産管理課が所管をしております普通財産につきましては、かつては一定の公益的あるいは公共的な利用目的ということを優先した貸し付けを行ってまいりました。しかしながら、厳しい財政状況を背景といたしまして、県有財産の有効活用ということも片方で求められております。このことから、現在におきましても、幅広い用途・目的での貸し付けを認めまして、民間等へも積極的に貸し付けを行うこととしております。そういったことで、現に民間企業への貸し付けも行っているところでございます。

中村委員　財産管理課が所管する普通財産の貸し付けについて、そのうち、長期にわたる貸し付けはあるのか。

塩野財産管理課長　財産管理課が所管する普通財産の中で現在民間に貸し付けている事例の中でございますけれども、最も長期にわたる貸付期間のものは20年となっております。この20年というのは、当該利用用途におけます設備の耐用年数等を参考に決定したものでございます。

中村委員　20年という長期貸し付けがある。これはどこであるのか。

塩野財産管理課長　民間に20年で貸し付けをしている例ということでございますが、例えば旧峡北高校のグラウンドでございますが、ここを太陽光発電の設備を設置することとしまして20年間ということでお貸し付けをしております。

中村委員　実は報道関係等でもって皆さん長い間気にはしているし、耳にはしていると思うのだけでも、これは9年前に朝日新聞に報道された関係で、特に山中湖畔の県有地の440ヘクタール、これが過去長い間貸し付けをしているというふ

うなことで、9年前に朝日新聞で報道され、議会でも話題になった経過は御存じですね。

塩野財産管理課長 当時の新聞報道等でそういった報道がなされたということ、それから、当時、県議会本会議でもそういった質問がされたということを承知しております。

中村委員 実は山中湖畔の県有地なのですが、これが20年ということ、これは最初契約がされたのはいつなのか。

塩野財産管理課長 山中の別荘地自体が恩賜県有財産となっております、私どもの管理している財産ではないわけですが、私の承知しているところでは、昭和2年ごろだったというふうに記憶しています。

中村委員 そちらの所管ではないこともよくわかっているのだけども、ただ、昭和2年に契約したと、今までどういう形で契約更新してきたのかその辺については明らかではないのですが、100年近い間契約、随契でもって今日まできているということについては、これは当然ゆゆしき問題があると思うのです。これは山梨県として、県民として、こんなことが果たして許されるのか。それで、あえて僕は聞くのですが、この湖畔の県有地の貸し付け面積は440ヘクタールですよね。そして、平米当たりの単価が74円ということ。平米74円で県有地が借りられるなんていうことは実際あるのか。

それで、これは塩野課長が答えるのはなかなか難しい問題かもしれないけれども、この440ヘクタール、山中湖畔の県有地が、この3月に実は20年に1回の見直しの時期なのです。20年に1回しか見直しをする、議論するときがないのです。これに対して、これは課長の答弁は難しいと思うけれども、これは総務部長かもしれない。こんな長期間に及ぶ低価格で貸し付けをしているという事実、これに対してどういうふうに考えているのか、これは課長、総務部長、答弁をお願いします。

塩野財産管理課長 長期間に及ぶそういった価格での貸し付けが適当かどうかということでございます。その財産自体は、先ほども申しましたけれども、所管が森林環境部となるわけですが、その貸し付けの手続を行う際には法令等に基づきまして手続がとられているということ、さらには、今回の御指摘の貸し付け地に限らず、恩賜県有財産でほかに貸している貸し付け地も含めまして、外部有識者等から成る森林総合利用協議会に諮った上で貸付料等が決定されているということを聞いております。

中村委員 課長の言うことはよくわかります。それで、森林総合利用協議会の委員の方たちが13人いる。この方たちがいろいろな面で検討してこういうふうな形でやっているということはわかります。また、今後これに取り組んでいきたいというふうなことで、これもわかるのですが、それはそれとして、そういうふうな形の中で、なおかつ今までこういうふうな形がとられてきたということについては、なかなか難しい、納得しがたいということになってまいります。

それで、総務部長、貸し付けを続けるということに対する財政運営上適正と言えるかどうか、これについてはどうですか。

前総務部長 県有財産の管理につきましては、当然法律を遵守した上で、常に適正・公正な手続に従って行うべきだと考えております。今の御指摘の内容につきまして

は、所管するのは森林環境部でございますので、そういった御指摘があったということをしっかり申し伝えておきたいと考えております。

中村委員

委員長、これは所管が違うということ、これは承知した形の中で僕は聞いているのです。やっぱり総務全体の中でこういうふうな状況にあるということ把握してもらって、そして、適切な指導をしていただきたいということです。20年に1回ですよ、見直し。そして、今年の3月にその見直しをする時期に来ているわけです。それに対して、県として、知事をはじめ、総務部長、どういう形の中で考えておられるのか、どういうふうにやっていこうとするのか、そのことを僕は確かめたい。だから、総務部長にあえて質問しているわけです。総務部長をいじめるつもりはありませんよ。

90年間、これがこのまま今日まで、平米74円です。440ヘクタール。私は、北富士の演習場についたって、74円じゃないですよ。倍の金額の中で毎年契約更新をしているわけです。こういうふうなことを頭の中に置いて、これをどういうふうな形の中で県全体の中で考えていくかということがやっぱり明らかにされてこない、県民も、昭和2年に契約したものが随契でもって今日までずっときていることについてはいかがなものかなということを感じていると思う。だから、あえて僕は、財産管理課長の塩野君に聞いて答弁をいただいた。そして、なおかつ、総務部長に、基本的にはどういう考え方で総務部長は考えているかということは今、答弁いただいたわけです。

これは今後、私がここだけじゃなくて、議会の中でもこの問題をどういうふうにしていくかということを取り上げていく時期に来ているのではないかと思うのです。大変難しい問題はわかっている。時間の関係もあるからこれ以上突っ込まないけれども、最後に、総務部長、聞きたいのは、恩賜県有財産も県民の財産だという考え方の中で、適正な管理を行うべきと考えていますが、このことについてはどうですか。

前総務部長

県有財産の管理につきましては、先ほども述べましたように、法令を遵守し、特に常に適正・公正な取り扱いをするというのが必要であると考えておりました、それは恩賜県有財産も同様であると考えております。

中村委員

所管が違うからこれ以上突っ込まないけれども、ただ、総務全体の中で、僕が今提起した問題については、ただ他山の石ではなくて、真剣に議論し、また考えていただけることはぜひお願いします。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が1月31日に実施した継続審査案件に係る県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 永井 学